

平成 30 年 6 月 27 日 参議院本会議

「厚生労働大臣加藤勝信君 問責決議案」趣旨説明

国民民主党・新緑風会 足立信也

国民民主党の足立信也です。私は、国民民主党・新緑風会、立憲民主党・民友会、日本共産党、希望の会、沖縄の風の各会派共同提出の「厚生労働大臣加藤勝信君問責決議案」について、提案の理由を説明いたします。

まず、決議の案文を朗読いたします。

本院は厚生労働大臣加藤勝信君を問責する。

右決議する。

本決議案を提案するに至った過程を時系列で申し上げます。

2012 年 12 月、加藤大臣は第 2 次安倍内閣の官房副長官に就任されました。この 1 年以上、我々は隠蔽された公文書を探り出すことに労力を費やし、改ざんされた公文書をもとに審議を行ってきました。政治家の不用意な発言や虚偽答弁につじつまを合わせる形で、隠蔽・改ざんが繰り返され、民主主義は捻じ曲げられました。隠蔽は小泉政権の時から続けられていましたが、公文書改竄は前代未聞の事態です。その根本原因は審議官級以上の幹部職 600 人を人事対象とする 2014 年 5 月 30 日に設置された内閣人事局にあるともいわれています。直前に内定が撤回され、初代内閣人事局長に就任したのが加藤大臣です。内定していた官僚からあなたに急遽変更されたことが、官邸による官僚支配の始まりではないですか。

2015 年 2 月 14 日、官房副長官であるあなたは地元岡山で加計学園の事務局長に会っています。当時、新潟市の国家戦略特区の中で提案されている獣医学部の設置に加計学園が危機感を抱き、官邸への働きかけの糸口として官房副長官であるあなたに依頼したのではないですか。そして、総理も加計理事長も認めておりませんが、2015 年 2 月 25 日の総理との面談につながったのではないですか。

半年後の 2015 年 10 月、あなたは少子化対策担当、女性活躍担当大臣に就任し、翌 2016 年 8 月、働き方改革担当大臣を兼任します。この国の働き方全体を所掌する担当大臣として、昨今、長時間労働が常態化し、在校時間が 12 時間を超えるという教員の働き方も当然担当していたはずですが、先日の委員会で、教員の長時間労働は大きな課題と認識していたが、労働基準法改正と切り分けたと答弁されました。8 本の法案を束ねて出しながら教員の働き方には全く手つかずとは働き方改革担当大臣の職責を果たしたとはとても言えません。

昨年 2017 年 8 月、厚生労働大臣に就任されました。厚生労働大臣 加藤勝信君の問責の理由を申し上げます。厚生労働大臣として、どのような厚生労働行政を目指すのか、見えないのです。財政規律を守りながら、一人ひとりに目を向けた血の通った政治が感じられないのです。大臣就任以来、成立した閣法は 6 本、私

は民進党、国民民主党を通じ、すべて賛成した法案です。安全運転に徹したとも取れますが、リーダーシップがないとも言えます。しかしながら、数多くの問題点を残しました。列挙いたします。

今年の特別国会は旅館業法の改正でした。それまで明確に区別されていた旅館業とホテル業の区別をなくし、旅館・ホテル営業とする改正でした。しかし、別の法律である「国際観光ホテル整備法」では「ホテル」と「旅館」が明確に区別されており、それぞれ定義されています。委員会では整合性を問われ、検討するのではなく、対応すると答弁されましたが、いまだに改正されておりません。

同じく昨年、東京労働局長による野村不動産への特別指導がありました。この特別指導については事前に大臣に 3 度報告されています。その内容は海苔弁当状態で詳細は分かりませんが、当然、野村不動産で裁量労働制を違法適用され、過労死に至った労働者の報告もあったはずですが。

今年に入っても続きます。内部通報で発覚した SAY 企画問題。

年金機構がデータ入力を委託した業者が業務を適正に行えず、その結果、所得税の源泉徴収額が正しく差し引かれず、年金支給額が過少になっている問題。しかも契約に違反して、中国の業者に再委託していました。

SAY 企画は全省庁統一資格で C 等級。C 等級の予定価格は 300 万以上 1500 万円未満。しかし、1200 万件を 1 億 8200 万円で委託契約。結局 95 万人に入力誤り。しかも、契約違反である中国企業への再委託は 500 万件、契約書もありません。800 人の従業員を確保すると言いながら実際は百数十人。そもそもこの企業に委託すること自体が大問題でした。しかもこの SAY 企画が 6 月に解散。年金機構としては 2 億円の損害賠償請求をしていますが、その対応はまだ決まっていない。国民の財産であるという認識が希薄であると言わざるを得ません。

さらに SAY 企画の再委託に端を発して発覚した「恵和ビジネス」問題。

委託契約中の 119 社に対する特別監査の結果、「恵和ビジネス」が 53 万 6000 人分を無断で再委託、委託契約金は 2 億 8000 万円。SAY 企画と同様に全省庁統一資格で C 等級。C 等級の予定価格は 1500 万円未満です。この委託内容には生年月日や氏名、前年所得など個人情報が入っています。極めて不適切な契約でした。

いよいよ働き方改革です。働き方改革関連法案は、閣議決定以前に法案作成の基礎となる労働時間の調査データのねつ造が発覚し、裁量労働制の項目を全文削除しました。データを捏造した厚生労働省の調査にはデータの誤りが 48.5%もある 5 年に 1 回の定期的な調査的監督でした。対象事業場は約 11000 です。無

作為抽出したと言いますが、その中から作為的に削除した調査はやはり作為的な調査にほかなりません。しかし、それ以前に無作為抽出による裁量労働制の労働時間に関する調査を独立行政法人 労働政策研究・研修機構（JILPT）に依頼しているのです。この調査は 13000 事業所を対象に、130000 人の労働者にアンケート調査をしております。この調査は 4 回しか労政審で検討されておらず、厚労省のねつ造された「2013 年度労働時間等総合実態調査」は 11 回検討対象にされております。JILPT の調査では、1 か月の平均労働時間が通常労働に対して裁量労働制専門業務型も企画業務型も長く、休日労働回数は通常労働よりも専門業務型、企画業務型とも多い数値を示しています。さらに裁量労働制で働く人の 8 割が健康確保措置への要望を訴えています。裁量労働制で働く労働者の健康及び福祉を確保するための措置、を何故法案から削除したのか、明確な答弁はないままです。

さらに法案提出以降も不適切なデータや異常値が多数発見されました。法案に対する信頼性は失われ、審議の土台が崩れているにも関わらず、頑なに正当性を主張して法案審議を強行した大臣の責任は重大です。時間外労働の上限を規定し、罰則を設けることは評価します。しかし、残業代を稼ぎたいと思って残業している人は 9%未満。人手不足の中、ノルマをこなすために身を削って働いています。

高度プロフェッショナル制度は働かせる側のニーズから出た「働かせ方改革」です。まさに、「世界で一番企業が活躍しやすい国」、2013 年の安倍総理の象徴です。裁量労働制の拡大は 2013 年 6 月の閣議決定「日本再興戦略」です。

2014 年 4 月 22 日、経済財政諮問会議・産業競争力会議合同会議で「個人と企業の成長のための新たな働き方」として高プロの原型が提案されました。年収は 1000 万以上でした。当時の田村厚生労働大臣は「医師は年収 1000 万円以上もらっているが、時給換算では最低賃金に近い人もいる。医師のような働き方を助長する」と懸念を示しました。

新しい制度であるにもかかわらず、60 項目を超える省令事項の内容は度重なる質疑でも今後検討すると繰り返すばかり。質疑を繰り返すほどに不安は募ります。何が高度であるかは示されず、実労働時間の把握はできないのに労働時間から除外される時間は把握するという矛盾。過労死レベルで働いても労災認定できないのではないかと不安、時間ではなく成果で評価するというが評価方法も定まらない。評価が下がり、収入要件を満たせなければ解雇されるかもしれない不安。そもそも、高プロには成果に応じた給料が支払われることを保障した規定はどこにもありません。

加藤大臣は架空の聞き取り調査をでっち上げ「私が企業に訪問しいろいろニー

ズを聞いた」と答弁しました。しかし、「高プロ」法案が国会に提出された 2015 年 4 月 3 日以前に厚労省が対象となりうる専門職に対してヒアリングしたのはたった 1 人のみでした。しかも、その後に聞いた 11 人を合わせ、一人も収入の把握をしておりません。

あろうことか、働き方改革関連法案が成立していないにも関わらず、15 日閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2018」の中の働き方改革に「高度プロフェッショナル制度の創設」を明記しました。言語道断です。高プロの本質は残業代の削減にほかなりません。

過労死認定ラインを超える働き方を許容する職種や収入があってははいけません。本来、管理・監督者も公務員も当然です。我々はすべての働く者の立場に立ちます。参考人並びに公述人 9 名中 8 名が高プロは不要、労働者代表の選ばれ方が重要、客観的な方法での労働時間把握が基本と述べられました。また、早急に教員の働き方に取り組みなければならない、パワハラ規制法案の成立が必要だとおっしゃいました。

私たちは労働安全衛生法改正案、いわゆるパワハラ規制法案を参議院に提出しています。これは 2013 年 5 月、国連の社会権規約委員会の日本への「長時間労働及び過労死に対する勧告」の中にある、「職場におけるあらゆるハラスメントに対する法整備の不備」に対応するものです。職場内でのパワハラだけでなく、親会社や取引先からのパワハラ、顧客やユーザーからの過剰クレームなどから「働く者」を保護するための措置を講じるよう、事業者に義務付ける内容です。当然、業務上の優位性を利用したセクハラも対象です。ぜひとも成立させていただきたいと思います。

行政は国会審議を通じて法案の内容を国民に説明する。今後検討します、とか党政審で検討、指針を作ります、では、説明になっていません。国民の理解は進まないどころか不信も募る。その繰り返しがこの 1 年ではなかったでしょうか。

審議を重ねるほどに分からないことが増えていく。そのことが加藤厚生労働大臣を問責する理由であります。何卒ご賛同いただきますようお願い申し上げます。